

業務報酬基準の概要

建築士法第25条

建築士法（昭和25年法律第202号）

（業務の報酬）

第25条

国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、**建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準**を定め、これを勧告することができる。

業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）

<現行の業務報酬基準の概要>

- 業務報酬について、業務経費（直接人件費、特別経費、直接経費、間接経費）、技術料等経費等の合算により算定する方法を標準とすることを規定。
- 直接人件費について、標準的な業務内容とその場合の標準業務量を定め、略算方式により算定する方法を規定。（直接経費及び間接経費の合計は、直接人件費の額に1.0を標準とする倍数を乗じて算定。）
具体的には、以下の項目に応じて標準業務量を規定。
 - ・ 工事費（5,000万円～10億円）
 - ・ 用途（4区分）
 - ・ 設計・工事監理等

業務報酬基準見直しの経緯(1)

H18.8 社会資本整備審議会答申、基本制度部会とりまとめ

【建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 答申 抜粋

（平成18年8月31日社会資本整備審議会）】

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

⑤ 報酬基準の見直し

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、所要の実態調査等を行った上で、標準的な業務量について、意匠・計画、構造及び設備の分野別に示す、工事金額ではなく延べ床面積に応じて示す、設計業務のCAD化、調査業務の増大を踏まえ業務量の見直しを行う等、報酬基準を定めている現行告示1206号について、定期的に見直しを行うべきである。

業務報酬に関し、特に下請となっている構造設計や設備設計を担当する建築士は契約関係上弱い立場にあり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとの指摘。

また、業務報酬基準は、標準的な業務内容と業務量を示すものであるが、制定当時と比較して、業務内容が質・量ともに変化しており、また、業務量も専門分野別に対応したものとなっていないこと等から、業務実態に合わなくなってきたとの指摘。

H18.12 臨時国会 改正建築士法公布

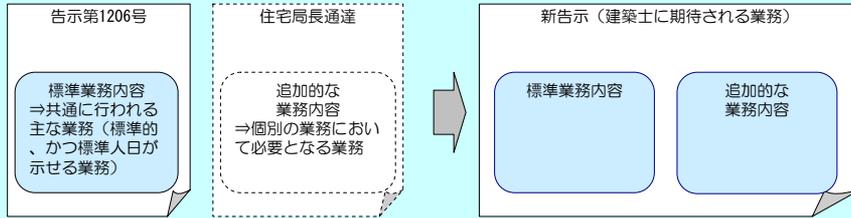
社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会に「業務報酬基準・工事監理小委員会」を設置。

H19.12 とりまとめ

【とりまとめのポイント】

1. 標準業務内容の見直しについて

- 告示1206号と住宅局長通達を融合させ、人・日略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」（の例示）を明記。



- 四会契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、標準業務内容を修正。

2. 業務量の略算表の見直しについて（実態調査の方向性）

- 現行の建築物用途の類別を詳細化し、サンプル抽出、実態調査を実施。そのうえで、意匠・構造・設備の実情（難易度）に応じた補正を実施。
- 工事費の別で業務量を算出していたものを床面積の別に改める。
- 意匠・構造・設備・これらを統轄する業務に区分し業務量を算出。

3. その他

- 今回の改正建築基準法の施行に伴う業務量の影響についても考慮。
- 定期的に業務報酬基準の見直しを実施。